

平成29年度みやぎ型オープンイノベーション推進支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が、業務方法書第3条第5項の規定に基づき実施する新産業インキュベート型支援事業を適正かつ円滑に推進し、地域産業の高度化、高付加価値化を促進するため、みやぎ型オープンイノベーション推進支援事業実施要綱を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは中小企業基本法第2条（昭和38年法律第154号）の規定によるものとする。

(補助事業の内容および補助の条件)

第3条 機構は、宮城県内中小企業者が、新たな事業の創出や新技術・新製品開発を目指して結成する「プロジェクト創出研究会」（以下「研究会」という。）の活動経費を補助するものとし、当事業の補助を受ける研究会の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究会には、宮城県内に事業所を有する中小企業者と他の企業、大学等（短期大学、高等専門学校を含む。）及び公的試験研究機関等の2機関以上が参加していること。
ただし、後述の第4条第1号に該当する場合は、7機関以上が参加していること。
- (2) 今後、数年以内に国等が実施する提案公募型技術開発事業等への応募を目指す研究会であり、代表者が明確であること。
- (3) 同一研究会名で連続3年度（通算して3年度も含む。）を上限とすること。
- (4) 同一研究会名またはテーマで、県又は国等他機関で補助を受けている場合は、補助の対象外とする。

(補助率・金額)

第4条 補助金の額は次の各号のとおりとする。

- (1) 今後の成長が見込まれる半導体製造装置産業や医療機器産業、ロボット産業、太陽光発電産業、宇宙航空機産業等の「高度電子機械産業」であって、第3条第1号に該当する場合には、1研究会に対して、研究会全体活動経費のうち、補助対象経費の10分の10以内、100万円を限度とする。
- (2) 前号以外には、1研究会に対して、研究会全体活動経費のうち、補助対象経費の10分の10以内、40万円を限度とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は交付決定日から、採択された年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、「技術相談料」「機械装置費」「工具・器具代」「材料・消耗品費」「分析費・調査料」「外注加工費」「先進事例視察・調査等にかかる旅費」「外部講師に対する謝金及び旅費」「借料・損料」「その他の経費」とする。ただし、人件費、飲食費（会議等の茶菓代は除く。）は対象外とする。また、経費概要他の詳細については別に定める『平成29年度みやぎ型オープンイノベーション推進支援事業事務処理要領』のとおりとする。

(補助金の交付申請ならびに申請条件)

第7条 補助金の交付を受けようとする研究会の代表者は、機構の理事長（以下「理事長」という。）に対し、補助金交付申請書【別紙様式1】を理事長が定める期日までに提出するものとする。

2 第3条第3号に定める複数年度申請の場合でも、年度毎に申請書を提出するものとする。

(審査及び決定)

第8条 第7条の規定により補助金交付申請書が提出された場合、理事長は必要に応じて、地域連携推進課員等に対し当該申請に係る現地調査等を行わせたいえ、審査委員会にて審査し、支援補助することが適当と認めたときは、申請者に速やかに交付決定通知書【別紙様式2】により、通知するものとする。

2 理事長は補助金交付の決定を行う場合において、補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、必要な条件を付することができる。

(補助金の経理)

第9条 補助金に係る経理は原則、企業が務めることとし、補助金を受けた研究会の代表者（以下「代表者」という。）は、経理担当者を明確にしておかなければならない。

(実績報告)

第10条 代表者は、補助期間終了後、理事長が定める日までに実績報告書【別紙様式3】を理事長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第11条 理事長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、

交付すべき補助金額を確定し確定通知書【別紙様式4】により通知しなければならない。

- 2 理事長は前項の規定により補助金額を確定した後、代表者から精算払請求書【別紙様式5】の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払い)

第12条 理事長は補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

- 2 代表者は概算払いにより補助金を請求するときは、概算払請求書【別紙様式6】を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第13条 理事長は、補助金交付の決定を受けた研究会において補助金に係る書類に虚偽の記載等の不正が判明した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還)

第14条 代表者は、第11条により確定した支払うべき金額を越えた支払いを既に受けている場合は、理事長の指示によりその越える額を返還しなければならない。

- 2 代表者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、すでに補助金交付を受けている場合は、理事長の指示により交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか本事業の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日より施行する。